

ケアハウス 寿生の郷

運 営 規 程

# 運営規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人出雲南福祉会が設置経営するケアハウス「寿生の郷」(以下「施設」という。)の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の処遇の充実並びに安定を図ることを目的とする。

この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによる。

### (管理運営方針)

第2条 施設の管理運営については、老人の特性に配慮した住み良い住居を提供し、利用者の自主性の尊重を基本として入居者が明るく心豊かな生活が出来るよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等の緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。

### (施設の名称・所在地及び実施主体)

#### 第3条

##### 1 (施設の名称)

本施設の名称は、次の通りとする。

ケアハウス 寿生の郷 (以下「施設」という) という。

##### 2 (施設の所在地)

本施設の所在地は、次の通りとする。

島根県出雲市大津町 3622 番地 1

##### 3 (実施主体)

本施設の実施主体は、次の通りとする。

社会福祉法人出雲南福祉会

### (入居者の定員)

第4条 施設の入居者の定員は 50 名とする。

### (入居者の資格)

第5条 施設に入居出来る者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 年齢は 60 歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が 60 歳以上であれば差し支えない。
- (2) 身体機能低下等が認められ、又は高齢者のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居出来ない者及び自炊等が困難で不安のある者。
- (3) 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動（他の利用者の安らかな日常生活を阻害する恐れのある行為・行動又は施設の管理運営上好ましくない施設長が認める行為・行動等）を伴わない者で共同生活に適応出来る者。
- (4) 介助を必要としないで、自立した日常生活を営むことが出来る者、又は各種在宅サービス等による軽度の介護を受けることにより自立した日常生活を営むことが出来る者。
- (5) 生活費に充てることが出来る資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が支払える者、又は、入居者に代わって所定の利用料を確実に支払う者を有する者。
- (6) 確実な保証能力を有する身元引受人、連帯保証人が立てられること。

(利用料等)

## 第 6 条

1. 入居者が負担すべき施設の利用料等は次の各号のとおりとし、その金額は国の定める基準に従って理事長が定めるものとする。
  - (1) サービスの提供に要する費用
  - (2) 生活費
  - (3) 居住に関する費用
  - (4) 冬季加算費
  - (5) 特別運営費
2. 枚項各号に定めるものの他、入居者はその使用又は利用の実績に応じて次の各号に掲げる利用料等を負担するものとする。
  - (1) 電気代
  - (2) 水道代
  - (3) 入居者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 入居者本人又はその代理人の私的な契約等によって生ずる利用料又は負担金（電話代・生損保険料等）

## 第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

### 第7条

1. 国の定める基準に従って、施設には次の職員を置くものとする。
  - (1) 施設長1名
  - (2) 生活相談員1名
  - (3) 介護職員2名以上
  - (4) 栄養士1名

(職務)

### 第8条

1. 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し施設の業務を統括すると共に、管理者として、施設の管理及び運営について責任を負うものとする。
2. 生活相談員は入居者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事すると共に、入居及び退居等の受付業務も兼務するものとする。
3. 介護職員は、入居者の援助並びに生活環境の整備等に従事する。
4. 栄養士は、入居者の給食献立・栄養管理・調理上の衛生指導等及び調理員と連携し、給食調理の業務を行う。

(緊急時の対応)

第9条 入居者は、心身状態の急激な変化等により緊急に職員の援助又は対応が必要な際には、コール又はその他の方法等によってその旨を職員に通知し、職員の援助又は対応を求めることが出来るものとする。

## 第3章 入居及び退居

(入居の申し込み)

### 第10条

1. 施設への入居申込書を提出しなければならない。
2. 施設への入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、保管するものとする。

(入居希望者の面接調査)

### 第11条

1. 入居希望者の調査は、本人及び身元引受人との面接により行うものとする。
2. 前項の調査は生活状況、家族状況等について詳細に聴取すると共に、健康診

断書（様式2）の提出を求め、健康状態を把握するものとする。

3. 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、又、入居を不適当と認めた者に対しては入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

#### （入居の手続き）

第12条 入居を承認された者は、速やかに次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居契約書
- (2) 身元引受書
- (3) 連帯保証書
- (4) 所得証明書
- (5) その他、施設長が必要と認めた書類

#### （入居者台帳の整備）

第13条 入居者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を入居者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

#### （退居）

第14条 入居者は、施設から退居しようとする時は、退居届を退居しようとする1ヶ月前迄に提出しなければならない。

#### （死亡）

第15条 施設長は、入居者が死亡した時は、速やかに身元引受人に連絡する等、必要な措置をとるものとする。

#### （入居の取消）

第16条 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する時は、入居を取り消すか又は、退居させることが出来るものとする。

- (1) 不正又は偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料等を2ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 日常の起居及び離床等の動作に介助又は介護等が必要とし、施設内において自立した日常生活に著しく困難が認められる様になったとき。
- (4) 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障をあたえる恐れがあると認められたとき。

(5) 前各項のほか、施設での生活が不適切と認められるとき。

(居室の変更)

第17条 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する時は、居室に変更を行うことが出来る。

- (1) 夫婦(2人)居室の入居者が、いずれか一方の死亡等により1人になったとき。
- (2) 入居者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) その他、施設長が必要と認められるとき。

(転貸等の禁止)

第18条 入居者は、居室を転貸、又は譲渡もしくは入居者以外の方を同居させることができない。

(処遇上の基本原則)

第19条 入居者の処遇については老人福祉の理念に基づき、入居者がその心身の状況に応じて適切な日常生活を営むことが出来るように配慮しなければならない。

(相談及び助言)

第20条 入居者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス又は在宅介護サービス等の実施者と十分な連携を取り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食事)

第21条

1. 入居者に対して毎日3食、高齢者に適した食事を提供するものとする。
2. 入居者が予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてよいものとする。
3. 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養バランスに留意するものとする。
4. 食事の時間は、別紙「ケアハウス寿生の郷・生活のしおり」のとおりとする。
5. 食事の場所は原則として1階食堂とし、食堂における配膳並びに下膳に関しては入居者が各自で行うものとする。

但し、予め職員に申し出た場合には、施設が認めた場合に限り入居者の居室にて食事することが出来るものとし、この場合には、入居者本人が所定の食事時間内に配膳並びに下膳することとする。

(入浴)

第22条

1. 入浴は、浴室を定められた時間に利用出来るように配慮するものとする。
2. 共同浴場たる5階・6階の展望浴場は、別紙「ケアハウス寿生の郷・生活のしおり」のとおりとし、その使用時間等を厳守することとする。
3. 原則として、入居者個々に対する入浴の介助又は介護は行わないこととする。

(生活援助)

第23条

1. 入居者に対する日常生活の援助、介助又は介護等は、原則として実施しないものとする。
2. 入居者が入居後において心身の疾病又は負傷等により家事等が独力で出来ず、又は病気等で介護者が必要になった場合には、施設外部の在宅福祉サービス又は在宅介護サービス等が受けられるよう迅速な連絡並びに調整等を企ることとする。この場合、所用に関する費用に関しては入居者の個人負担とする。
3. 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前2項の規定に関わらず、必要最小限の範囲において入居者に対して必要な援助等を一時的に実施するよう職員に命ずることが出来るものとする。

この場合において、「一時的に」とは1週間程度の期間を示すものとする。

- (1) 一時的な体調不良により、自立した日常生活に支障が生じているか又は、生じる恐れがあると認められるとき。
- (2) 病中又は病後のため、一時的に自立した日常生活に支障が生じているか又は、生じる恐れがあると認められるとき。
- (3) 心身状態の急激な変化により、入居者本人の生命に危険が及ぶ恐れがあると認められるとき。
- (4) その他、施設長が必要と認めたとき。

(協力医療機関)

第24条

1. 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、予め協力医療機関を定めておかなければならない。
2. 施設は、予め協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(保健衛生)

第25条

1. 入居者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常に於け

- る健康管理に配慮することとする。
2. 入居者の健康保持に当たっては、特に老人特有の疾病の予防に努めるものとする。
  3. 入居者に対しては、随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

## 第4章 入居者の規律

### (入居者の心得)

第26条 施設長は、入居者が守るべき「ケアハウス寿生の郷・生活のしおり」を利用者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。

### (注意事項の厳守)

第27条 施設長は、施設の円滑な運営を図るため、入居者が別紙「ケアハウス寿生の郷・生活のしおり」を厳守し、施設の諸行事、事業等に参加協力するよう努力することとする。

### (自主活動)

#### 第28条

1. 入居者は、施設が指定する場所を使って自由に趣味・教養の活動をすることができる。
2. 入居者は、自主的にクラブ活動、行事等を行うことができる。ただし、必要な経費は、参加者が負担する。
3. 前項の行事等に関して職員の助言が必要な場合でも、自主的活動の趣旨を損なわない範囲に留める。

### (外泊)

第29条 入居者は、外泊しようとするときは、外泊届に所要事項を記入し、届け出るものとする。

### (来訪者)

#### 第30条

1. 入居者は、来訪者があったときはその都度面会者名簿に記入し届け出るものとする。
2. 入居者は、来訪者を自室及びゲストルームに宿泊させようとするときは、必ず施設長の承認を受けなければならない。

(健康保持)

第31条 入居者は、常時自ら健康保持に務めることとし、施設で行う健康診断を正当な理由なくして拒否してはならないものとする。

(環境整備)

第32条

1. 入居者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外及び居室以外の場所の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力することとする。
2. 各入居者の居室（ベランダを含む）以外の場所は、共用又は共同使用の場所とする。
3. 前項の場所においては、施設長の許可のなく次の各号の行為等を禁止する。
  - (1) 入居者の私物を置くこと。
  - (2) 他の入居者の使用又は利用等を阻害すること。
  - (3) 物品等の販売並びに斡旋するような行為
  - (4) その他、諸々の勧誘活動等。

(身上変更の届出)

第33条 入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第34条 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、良き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

(居室内の工作)

第35条 入居者は、施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(承認を必要とする事項)

第36条 入居者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、予め施設長の承認を得なければならない。

- (1) 敷地内に工作をしようとするとき
- (2) 敷地内に自動車等を保有しようとするとき

(動物飼育の禁止)

第37条 入居者は、施設長の許可なく居室又は敷地内において、小鳥及び小型魚類以外の動物を飼育してはならない。

(損害賠償)

第38条 入居者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は現状回復しなければならない。

(政治・宗教活動の禁止)

第39条

1. 当施設は、一切の政治的活動及び宗教的活動を行わない。
2. 入居者は、本人の居室以外の場所で一切の政治的活動及び宗教的活動をしてはならない。又、施設内のいかなる場所であっても、他の入居者や職員等にそれらの活動への参加を強要してはならない。

## 第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第40条

1. 施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、入居者が常に防災に心掛けるように指導しなければならない。
2. 入居者は、施設が行う防火防災訓練に積極的に参加しなくてはならないものとする。
3. 施設には、消火設備・非常放送用設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設ける。
4. 職員は常に災害防止と入居者の安全確保に努めなければならない。
5. 施設は災害に対する対応計画を立て、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し職員に周知するとともに、定期的に（年2回以上）避難・救出その他必要な研修及び訓練を行なうものとする。
6. 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
7. 施設は、平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

(火気取締)

第41条

1. 施設長は職員の中より消防法に定める防火管理者を選任しなければならない。
2. 防火管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 消防計画の作成に関すること。
  - (2) 消火、通報及び避難の訓練実施に関すること。
  - (3) 消防用設備等の点検整備に関すること。
  - (4) 火気使用又は取扱の指導監督に関すること。
  - (5) その他防火管理上必要な業務に関すること。

(火気取締り責任者)

第42条 施設内各部署ごとに火気取締り正副責任者を置く。火気取締り責任者は、防火管理者の指示に従い、必要な業務を行う。

(緊急時の管理)

第43条 防火管理者は、入居者等の安全と緊急時に対応するため、併設する関連施設「グループホーム寿生の丘及びデイサービス寿生の丘」の職員等に協力を得るため、非常通報装置等を連結設置し、常時緊急対応出来るよう万全の体制を講ずるものとする。

## 第6章 夜間の管理体制

(夜間の体制)

第44条

1. 夜間は宿直員を配置し、施設の安全管理と緊急連絡の業務に当たらせる。
2. 夜間の午後9時から翌朝午前5時までは玄関を施錠する。ただし、やむを得ない事由により開錠の申出があったときは臨機に対応する。

## 第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(秘密の保持)

第45条

1. 施設職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理)

第46条

1. 施設は、入居者の利用する設備や飲用水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。
  - (1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われなければならない。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならないこと。
  - (2) 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。
  - (3) 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。
  - (4) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保つこと。
  - (5) 特にインフルエンザ対策等その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。
  - (6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。
2. 入居者は施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

#### (感染症対策)

#### 第47条

1. 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。
  - (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 施設において介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
  - (5) 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

#### 第48条

1. 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に（年2回以上）行うこと。
  - (4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。
2. 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市、及び入居者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
3. 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
4. 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第49条 入居者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者またはその家族に報告することとする。

（重要事項の掲示）

第50条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（職員の質の確保）

第51条 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（虐待の防止）

第52条

1. 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置

等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。

- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- (5) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

（ハラスメント対策）

第53条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## 第8章 雑則

（地域社会との連携）

第54条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として自立した生き甲斐のある生活が営めるように配慮しなければならない。

（その他）

第55条 この規定に定める事項の外、管理及び運営に関する重要事項は社会福祉法人出雲南福社会（理事長）と施設（施設長）との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

- 1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。
  
- 2 令和6年4月1日一部改定  
第1条（目的）、第12条（入居の手続き）、第18条（転貸等の禁止）、  
第24条（協力医療機関）、第28条（自主活動）、第40条（非常災害対策）、  
第41条（火気取締）、第42条（火気取締り責任者）、第44条（夜間の体制）、  
第45条（秘密の保持）、第46条（衛生管理）  
第47条（感染症対策）、第48条（事故発生の防止及び発生時の対応）、  
第49条（苦情処理）、第50条（重要事項の掲示）、第51条（職員の質の確保）、  
第52条（虐待の防止）、第53条（ハラスメント対策）